



指定難病医療費助成制度

指定難病とは

希少で治療法が確立されていない疾患

令和6年4月現在で341の疾患が厚生労働省より定められており、医療費や介護サービス費用の一部を助成が行われています

申請できる方（以下の①、②を満たす方）

①指定難病に罹患している方

②神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市を除く）に居住している方

※指定難病の患者が18歳未満の場合は、患者の保護者が神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市を除く）に居住している方が対象

→18歳未満の方は小児慢性特定疾病医療費助成の対象になる可能性がありますのでご確認ください

※指定難病に該当するかどうかは、まずは主治医にご確認ください

申請窓口

- ・お住いの地区の保健所の窓口書類を持参
- ・神奈川県がん・疾病対策課 難病対策グループに書類を郵送



申請者

・患者本人のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票、通知カード（記載されている氏名・住所が住民票と一致している場合のみ））と本人確認書類

→窓口の場合は提示、郵送の場合はコピーの提出が必要です

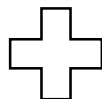
・患者本人以外の方が代理で申請に行く場合は、その方の本人確認書類の提示が必要になります

申請に必要な書類

※マイナンバーを記載することで一部の書類提出を省略することができます

全員共通書類

- ・ 特定医療費支給認定新規申請書
- ・ 臨床調査個人票
- ・ 患者と支給認定基準世帯員の健康保険証コピー



マイナンバーを記載する場合

- ・ 社会保険加入者で、被保険者の市町村民税非課税の方
- ・ 一部の国民健康保険組合の方
→市町村民税非課税、課税証明書の原本

マイナンバーを記載しない場合

- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 支給認定基準世帯委員の市町村民税の課税状の確認書類

該当する方が必要な書類

- ・ 軽症高額該当基準を満たす場合の証明書類
- ・ 生活保護等の需給を証明する書類
- ・ 患者本人が小児慢性特定疾病の医療受給者である場合や、同じ健康保険に加入の方に指定難病や小児慢性特定疾病の医療受給者がいる場合の証明書類
- ・ 障害年金や遺族年金、その他給付金に関する証明書類
- ・ 高額難病治療継続の要件を満たす場合の証明書類

患者総合サポートセンターでは、説明やご質問をお受けしています。

ご不明な点はソーシャルワーカーまでお問合せください。

伊勢原協同病院 患者総合サポートセンター 0463-94-2111(代表)

※記載の内容は、2024年7月の情報に基づいています。今後の制度等の改正により、内容に相違点が生じる可能性があります。